第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画／こども計画）案に対する意見募集の概要について

募集期間：令和6年12月10日（火）から令和7年1月9日（木）まで

1　趣旨

現在、奈良市では、下記の計画を一体的に整備した子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画／こども計画）の策定を進めています。

（1）こども基本法に基づく「こども計画」
（2）子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
（3）こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「貧困対策計画」
（4）子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
（5）次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」

この度、奈良市が定める「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」素案について「奈良市子ども・子育て会議」で中間取りまとめを行ったことから、本計画策定に市民等の意見を反映させるため、「奈良市パブリックコメント手続きに関する指針」に基づき、広く意見募集を行います。

2　第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプランとは

（子ども・子育て支援事業計画／こども計画）

子ども・子育て支援事業計画では、国が策定する「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事て業の円滑な実施の確保、その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」に基づき、5年を1期として、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の需要予測（量の見込み）とそれを充足するための提供体制（確保方策）を決定する必要があります。

奈良市では、この事業計画を「次世代育成支援対策推進法」に基づいて策定する「次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画としても位置付けており、奈良市の子ども・子育て支援施策を幅広く網羅し、推進していきます。

また、こども基本法において、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定することで、地域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すとともに、住民にとって一層わかりやすいものとすることが期待できることから、自治体こども計画の策定は努力義務を課されています。

3　募集期間

令和6年12月10日（火）から令和7年1月9日（木）まで

4　意見募集の対象者

（1） 市内に在住・在勤・在学の方
（2） 市内に事務所又は事業所有する個人、法人その他の団体

5 閲覧場所

(1)市ホームページ

（奈良市トップページ→奈良市からみなさんへ→意見・委員募集→意見募集→募集中の案件）

(2)子ども政策課（市役所 中央棟3階）

(3)総務課（市役所 北棟5階）

(4)各出張所（西部・東部・北部）

(5)各行政センター（月ヶ瀬・都祁）

※(2)～(5)については、土日祝及び年末年始を除く、募集期間中の8時30分から17時15分まで

6 意見提出方法

・ 別添の『「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」素案に対する意見提出用紙』（以下、「提出用紙」）に日本語で記入し、電子申請システム(LoGoフォーム)、郵便又は信書便、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかの方法により提出してください。

・ 提出用紙については、市ホームページからもダウンロードすることができます。

・ 提出用紙へは、意見のほかに、個人の場合は氏名・住所・電話番号を、法人その他の団体の場合は名称・所在地・電話番号の記載を必須とし、これらの項目が明記されていない場合は、受付しません。

・ 電話、訪問等による口頭でのご意見は受付しません。

7 意見への対応

・ 受付したご意見については、要点を項目ごとに整理集約したうえで、それに対する本市の考え方を後日ホームページ上で公表しますが、ご意見に対する個別の回答は行いません。

・ 提出用紙に記載された個人に関する情報は、本件以外の他の目的には使用しません。

・ 提出された原稿等は返却しません。

第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画／こども計画）案の概要について

1 第1章 計画の策定にあたって

本市の計画では、国が指定する事項以外に、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」を規範とするとともに、「こども基本法」に基づく「こども計画」、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「貧困対策計画」、「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体的に策定し、奈良市の子ども施策を幅広く網羅し、推進していきます。

本計画は、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とし、計画の対象者は以下のとおりとします。

●子ども・子育て支援

妊娠期から乳幼児期（未就学児）、学童期（小学生）、思春期（中高生等）の18歳までの子ども及びその保護者

●若者支援

概ね中学生から30歳代までの若者

●ひとり親家庭支援

ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭）及び寡婦家庭

2 第2章 奈良市の子どもと家庭を取り巻く状況

(1)子ども・子育て家庭を取り巻く状況

「第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）」を策定後、奈良市の子どもと家庭を取り巻く状況の変化について、主に市の統計データや令和5年度に実施したニーズ調査の結果を基に記載しています。

○ 家族の状況、保護者の就労状況の変化
○ 子育てに対する保護者の意識の変化
○ 子育てに関する悩みや不安の相談相手　　等

(2)第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画に基づくこれまでの実績

「第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）」に基づき、「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるまち　なら」の実現に向けて、様々な施策を実施してきました。

3 第3章 計画の基本理念･基本方針

基本理念

すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるまち　なら

基本方針	基本目標
「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり	1-1 子どもにとって大切な権利の保障 1-2 子どもの居場所づくりの充実 1-3 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進 1-4 子どもと子育て家庭の健康の確保
切れ目ない育ちを支えるまちづくり	2-1 乳幼児期の教育･保育等の充実 2-2 学齢期の教育･育成施策の充実 2-3 次代を担う若者の支援の充実
様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり	3-1 子どもの貧困対策の推進 3-2 特別な配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援の充実
地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり	4-1 地域の子育て支援の充実 4-2 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実 4-3 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進 4-4 仕事と子育ての両立支援の推進

4 第4章 奈良市の子ども･子育て支援のこれからの取組

（1）基本方針1「「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり」の施策体系

基本目標	施策の方向性
1-1 子どもにとって大切な権利の保障	① 子どもが権利の主体として尊重される取組の推進
1-2 子どもの居場所づくりの充実	① 子どもの居場所や体験活動の充実
1-3 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進	① 安心して生活できる環境づくりの推進
1-4 子どもと子育て家庭の健康の確保	① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援の充実 ② 健やかな成長発達を促すための相談体制･情報提供の充実 ③ 妊娠、出産、子育て期の医療体制等の充実

（2）基本方針2「切れ目ない育ちを支えるまちづくり」の施策体系

基本目標	施策の方向性
2-1 乳幼児期の教育・保育等の充実	① 乳幼児期の教育・保育等の提供体制の確保 ② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実
2-2 学齢期の教育・育成施策の充実	① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実 ② 心身の健やかな成長のための取り組みの充実
2-3 次代を担う若者の支援の充実	① 若者への包括的な支援の推進 ② ライフコースの形成支援の充実

（3）基本方針3「様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり」の施策体系

基本目標	施策の方向性
3-1 子どもの貧困対策の推進	① 生活困窮家庭等への教育支援の充実 ② 生活困窮家庭等への生活支援の充実 ③ 子どもの生活を支援する関係機関と連携した支援
3-2 特別な配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援の充実	① 児童虐待の防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ② ひとり親家庭への支援の充実 ③ 障害のある子ども等への支援と子育て家庭への支援の充実

（4）基本方針4「地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり」の施策体系

基本目標	施策の方向性
4-1 地域の子育て支援の充実	① 子育て中の親子の居場所づくりの推進 ② 多様な子育て支援サービスの充実
4-2 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実	① 子育てに関する情報提供体制の充実 ② 子育て家庭への経済的な支援の充実 ③ 気軽に相談できる支援体制
4-3 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進	① 地域における子育て支援活動の充実 ② 地域における子どもの見守り活動の推進
4-4 仕事と子育ての両立支援の推進	① 男女共同の子育ての推進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

5 第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策

「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の量の見込みと確保方策を定める必要があります。量の見込みについては、令和5年度に実施したニーズ調査の結果を活用するとともに、本市の現状を勘案しながら算出するものとし、それに対応するための確保方策を記載することとなります。

（1） 教育・保育の量の見込み

（単位：人）

	認定区分			
	1号	2号	3号	
	3歳以上	3歳以上	1・2歳	0歳
令和5年度の利用状況	3,250	3,825	2,315	563

	認定区分				
	1号	2号	3号		
	3歳以上	3歳以上	2歳	1歳	0歳
令和11年度の量の見込み	2,484	3,456	1,169	1,085	593

（参考）認定区分について

認定こども園・幼稚園・保育所、地域型保育事業を利用する際は、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

子どもの年齢	保育の必要性	認定区分	利用施設
3歳以上	なし	1号	認定こども園・幼稚園
	あり	2号	認定こども園・保育所
3歳未満	あり	3号	認定こども園・保育所 地域型保育事業

（2） 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事 業 名			単 位	直近の実績値（令和5年度）	目標値（令和11年度）	
利用者支援事業			実施箇所数	16	19	
時間外保育事業（延長保育事業）			利用児童数（人）	2,285	3,264	
放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）	低学年	1年	登録児童数（人）	3,023	3,495	1,241
		2年				1,243
		3年				1,011
	高学年	4年		957	1,489	795
		5年				478
		6年				216

子育て短期支援事業 （ショートステイ等）		年間延べ利用者数 （人日）	223	300
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）		面接件数 （件）	1,807	1,697
養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		対象世帯数 （人）	122	75
地域子育て支援拠点事業 （子育て広場等）		年間延べ利用者数 （人日）	117,417	168,920
一時預かり事業	幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり	年間延べ利用者数 （人日）	115,170	114,170
	保育所等の一時預かり		12,365	13,684
病児・病後児保育事業		年間延べ利用者数 （人日）	1,552	1,882
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		年間延べ利用者数 （人日）	4,384	5,453
妊婦健康診査事業		年間延べ受診回数 （回）	22,061	23,758
子育て世帯訪問支援事業		年間延べ利用者数 （人日）	―	3,060
児童育成支援拠点事業		対象児童者数 （人）	―	20
親子関係形成支援事業		対象児童者数 （人）	―	16
妊婦等包括相談支援事業		年間延べ面談回数 （回）	―	3,661
産後ケア事業		年間延べ利用者数 （人日）	361	800
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）		必要定員数 （人日）	12	15※

※試行実施事業の検証結果などを踏まえて、国や県の動向を注視しながら見直し等の検討を予定。

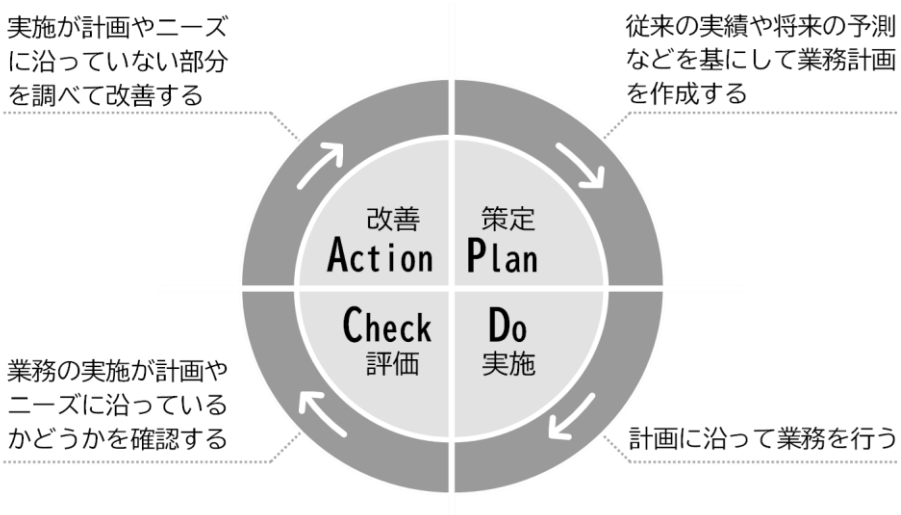
実施が計画やニーズに沿っていない部分を調べて改善する
従来の実績や将来の予測などを基にして業務計画を作成する
改善
Action
策定
Plan
Check
評価
Do
実施
業務の実施が計画やニーズに沿っているかどうかを確認する
計画に沿って業務を行う